

第2期綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2期みやざき共創都市圏ビジョンの構成内容（案）

資料3-2

重点項目	基本的方向	主要施策	施策の概要	No.	課名	事業名	事業内容	都市圏 ビジョン の位置 付け	国・県 の補助 の有無	新たに 位置づ ける事 業	事業終 了(廃 止)	廃止等の理由				
1 ワーク・ライフ・バランスの適正化「子育て支援の充実」	■結婚や妊娠・出産においては、出会いの場創出、地域の保育環境、企業の組織風土、妊娠や出産に関する情報提供など、若い世代が、結婚し、生み育てたいと思う個人の気持ちを後押しできるように、選択の幅を広げる取組が重要になります。結婚や子育てに対する満足度を高め、子どもたちにも幸せの実感が生まれるという循環を作り出します。 ■親になるための育児法を学ぶ機会の提供や経済的な支援など、子育てを社会全体で支える環境を形成するとともに、ライフスタイルの多様化に対応するため、充実した情報や利用しやすい環境を整備します。 ■学校と地域やNPO等の多様な主体が連携した子育ての支援体制を構築するとともに、子どもたちに伝わっていない地元の魅力的な資源や産業を教育カリキュラムの中で提供し、地域への愛着や関心を高めていきます。	1-1 結婚サポートや 出産ケアの充実	○関係機関との連携による結婚希望者に出会いの場を提供する。 ○妊娠・出産に関する情報提供を行うとともに、妊婦及び産婦の健診受診率向上に努め、助産師・保健師による相談・訪問など、安心して出産できる環境を整備する。 ○不妊に悩む人達の相談に応じるとともに、不妊治療費の助成を行う。	1	総合政策課	結婚サポート事業(みやざき恋文プロジェクト事業)	結婚する意欲のある県内在住の独身者を募集し、みやざき共創都市圏(宮崎市・国富町・綾町)在住の独身者とのペアリングを行い、幸せの黄色いポスト等を活用した「恋文」のやり取りを経て交際や結婚につなげる婚活サポート事業を行う宮崎市と連携し事業を推進実施する。	○					事業内容の一部見直し			
				2	福祉保健課	出生率向上対策	出産を奨励し次代を担う児童の健全育成と町の活力ある発展の為に出産祝い金(第3子:10万円、第4子以降:30万円)を支給する。とともに、町内の工房が製作する乳児椅子を贈呈する。					事業内容の一部見直し				
				3	福祉保健課	母子保健対策費	発達心理相談や判定による発達障がい児の早期発見・療育支援を実施するとともに、利用者も増加している為実施回数を増やし支援体制の強化を図る。また、1歳半児及び3歳半児健診時に併せて、言葉の相談及び発達心理相談等を実施する。									
				4	福祉保健課	不妊治療費助成事業(母子保健対策費)	不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減する為、不妊治療などを受ける夫婦に対して治療費を助成する。				○					
				5	福祉保健課	妊産婦・乳幼児健康診査	妊婦及び胎児の疾病等を早期発見・早期治療することを目的に、妊娠中の健康状態を確認する健康診査を県内の医療機関及び助産所において実施し、費用の一部を助成する。また、産後2週間と産後1か月の産後健診実施により、産後うつ予防・育児不安軽減などを早期に発見し、早い時期からの産婦支援を図る。				○	○				
				6	福祉保健課	子ども・子育て支援交付金(妊婦・出産包括支援事業)	助産師・保健師訪問により、妊娠中の順調な経過の支援とともに出産早期から育児支援を実施する。また、妊娠から子育てに係る不安の負担を軽減する為、母子保健コーディネーター(保健師)訪問などによる相談対応とともに、状況に応じたサービス情報の提供など、関係機関と連携し切れ目ない支援を実施する。						○			
				7	総合政策課	結婚新生活支援事業	これまでの妊娠・出産、子育て支援に加え、婚姻に伴う経済的負担の軽減を図る為、新婚世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用又は引越費用に係る支援を行う。						○			事業内容の一部見直し ※住宅取得費用は事業NO94若者移住定住促進支援事業へ統合
		1-2 乳幼児の健康の 保持と増進	○子どもの医療費の継続により、児童の健康維持を図る。 ○子育てに関する情報提供を行うとともに、保健師・助産師などによる乳幼児の相談・訪問などの充実を図る。 ○乳児健診・1歳児健診・1歳半児健診・3歳半児健診などの受診率向上に努め、病気や障がいの早期発見に努める。	8	福祉保健課	子どもの医療費	子どもの健全な発育の促進を図ることを目的として、医療費の全額を扶助する。 ※中学生まで自己負担無し、小学生・中学生の入院は償還払				○	○				
				9	福祉保健課	予防接種	感染の恐れがある疾病の発生や蔓延防止の為、乳幼児等に対して、予防接種法に基づく各種定期予防接種を実施するとともに、医療機関にて実施する任意のワクチン接種費用の一部助成を行う。						○			
				10	福祉保健課	1歳6ヵ月児健康診査										
				11	福祉保健課	3歳6ヵ月健康診査	疾病の早期発見・早期治療、しつけ・習慣形成・疾病予防指導・食生活見直し・虫歯予防等を目的として、乳幼児健康診査を宮日母子事業団の協力を得て実施する。発達心理相談の実施。									
				12	福祉保健課	5歳児相談事業	就学前児童全員を対象に児童の持つ能力を多面的に評価し、就学に向け十分発揮できるよう、視能訓練士や臨床発達心理士などによる検査と個別相談を実施する。									
		1-3 多様な教育・保育サービスの提供	○保育士の確保と質の向上に努め、多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図る。 ○おやじの会や保護者学習会を通じて親心を育て、相互に信頼できる良好な保育環境づくりを図る。	13	福祉保健課	児童運営費(認可保育所等における広域事業)	公立保育所の運営費。圏域における広域的な保育ニーズに対応する為、認可保育所等への広域入所に取り組む。				○					
				14	福祉保健課	子どものための教育・保育給付費負担金	認定区分ごとに定められた国の基準により、運営にかかる費用を算定し、施設に対して委託費を支給する。						○			
				15	福祉保健課	子ども・子育て支援交付金(一時預かり事業)	保護者の多様な就労形態への対応や育児ストレスの解消等を図る為、子育て支援センターにて一時預かりを実施する。						○			
				16	福祉保健課	病児・病後児保育事業	病気の治療中・回復期にあって集団保育が困難な期間に、一時的にその児童の預かりを行い、保護者の子育てと就労の両立を支援する。						○	○		
		1-4 学校教育・放課後児童対策の充実	○充実した総合的な学習の時間や体験活動などを通じて郷土を見つめなおすとともに豊かな郷土愛を育み、自己の可能性を最大限に発揮する能力や主体的な態度を養い、地域で活躍できる人財の育成を図る。	17	町民課 総務課	安全な町づくり推進	防犯協会・安全なまちづくり推進協議会・警察署などの関係機関・自治公民館・町民が、相互に連携・協力を努め、情報共有により、町民総ぐるみで地域の安全確保を図るとともに、防犯パトロール隊による登下校時間の巡回などによる児童の見守り体制を充実させる。						所管課の変更			

第2期綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2期みやざき共創都市圏ビジョンの構成内容（案）

資料3-2

重点項目	基本的方向	主要施策	施策の概要	No.	課名	事業名	事業内容	都市圏 ビジョンの 位置づけ	国・県 の補助 の有無	新たに 位置づけ る事業	事業終了 (廃止)	廃止等の理由
			○自治公民館活動・子ども会活動・スポーツ少年団活動など、学校外活動との連携を深め、体験学習やキャリア教育などの充実を図る。	18	福祉保健課	放課後児童対策	就労や病気等により、保護者が放課後に家庭で面倒を見ることができない小学3年生までの児童を対象に、適切な遊びと生活の場を提供する為、児童館にて児童クラブの運営を行い、健やかな成長を促す。	○	○			
			○放課後児童クラブを希望する児童すべてが安全に利用できる環境を整備し、保護者の仕事と子育ての両立を支援する。	19	福祉保健課	児童館管理運営	児童館管理運営を綾町社会福祉協議会に運営委託し、健全な遊びを通して、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助する。					
				20	福祉保健課	遠隔地児童通学扶助	僻地から保育所・保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校に通う児童・生徒の保護者に対して手当を支給することにより、保護者の負担を軽減する。					
				21	教育総務課	教育・就学相談事業	不登校を解消する為、適応指導教室を町内1か所に設置し、相談業務や学習指導、体験活動などの適応指導・支援などを行い、学校復帰を図る。	○				事業内容の一部見直し
				22	教育総務課	いじめ防止対策委員会事業	教育委員会や学校がいじめの未然防止、早期対応への体制を整備する為、必要な付属機関を設置し、いじめ防止に取り組む。	○				事業名の一部見直し
				23	教育総務課	管理総務費(小・中学校)	整備したICT機器等の効果的な活用促進による児童・生徒の情報活用能力を高める為、支援業務を委託する。					
				24	教育総務課	学校教育におけるICT機器導入事業(教育振興総務費(小・中学校))	ICT活用の為の必要な環境を全面实施までに整備し、情報活用能力学習の充実を図る。	○	○			事業名の一部見直し
					教育総務課	遠隔地通学児童帰宅支援(タクシー利用)	遠隔地通学児童の帰宅時の送致をタクシー会社に委託することにより、児童の安全確保を図る。				×	一定の成果が得られたため事業廃止
				25	教育総務課	高等学校等就学支援給付金	保護者の負担軽減・若者定住促進のため、全ての高校生の保護者に対して通学費等の支給を行う。					
				26	社会教育課	海外ホームステイ(中学生)事業	中学生を対象にシンガポールへのホームステイ派遣及び相手先からの受入事業を実施し、国際交流を図るとともに、グローバルな視点を養う。					
					社会教育課	三世代ふれあい事業	小学校1、3年生を対象に高年者とのふれあい活動を実施し、郷土に伝わるおもちゃ等を作り遊ぶ体験を通して昔の文化や生活にふれさせるとともに、交流により高年者を敬う態度を育む。				×	一定の成果が得られたため事業廃止
				27	社会教育課	みんなで育てるみやざきっ子推進事業	異学年が茶道・料理教室のほか共同生活を行いながら通学し、自然体験・集団の中で行動・身の回りの整理などを行う。少子化の環境の中での体験学習を通じて児童の健全育成を図る。		○			
				28	社会教育課	学校支援地域本部事業	学校運営協議会を中心として学校と地域が互いの役割を認識して相互の連携協働を図るとともに、学校地域支援ボランティアとして町内からボランティアを募り、学校内で学習支援や環境支援を行う。		○			
				29	教育総務課	特別支援教育対策事業	教育上の支援を必要とする児童について、学習支援員及び学校介助員を配置する。					
		1-5 子育て相談機能と支援の充実	○関係機関や団体と連携し、子育て家庭が必要とする情報の提供や相談及び支援体制の充実を図るとともに、産前産後のケアや発達に障がいのある児童の早期支援を行う。	30	福祉保健課	総合発達支援センター運営費負担金	障がいの早期発見・早期療育のほか、在宅障がい児(者)を支援する為、医療ケアや相談部門を含む総合療育拠点である宮崎市総合発達支援センターの運営費を負担する。	○				事業名の一部見直し
			○施設の利用を通じて、保護者同士による相談・情報交換・学び・新たなコミュニティづくりが図れるよう、アットホームなイベントの開催に努める。	31	福祉保健課	子育て支援センター運営事業費	地域の子育て家庭に対し、親子ふれあい遊び・子育て講話・親子運動会などを通じて、相互に交流を図るとともに、育児不安等への相談・援助、育児に関する情報の把握・提供を行う。	○				事業名の一部見直し
				32	福祉保健課	ファミリー・サポート・センター事業	勤労者が仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境づくりを推進する為、育児援助を受けたい人で行いたい人を登録し組織化した「ファミリー・サポート・センターみやざき」と連携し、広域での取組を実施する。また、多子世帯・ひとり親世帯がファミリー・サポート・センターみやざきを利用した場合、利用料の一部を助成する。	○				事業内容の一部見直し

第2期綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2期みやざき共創都市圏ビジョンの構成内容（案）

資料3-2

重点項目	基本的方向	主要施策	施策の概要	No.	課名	事業名	事業内容	都市圏 ビジョンの 位置付け	国・県 の補助 の有無	新たに 位置づ ける事 業	事業終 了(廃 止)	廃止等の理由	
				33	福祉保健課	ファミサポ運営負担事業 (多子・ひとり親世帯分)	多子世帯・ひとり親世帯がファミリー・サポート・センターみやざきを利用した場合、利用料の一部を助成する。	○		○		事業新設 ※事業NO32ファミリー・サポート・センター事業から事業の一部を切り分け	
				34	福祉保健課	ファミサポ運営負担事業 (多子・ひとり親世帯以外)	安心して子育てができる環境整備を促進するため、多子・ひとり親世帯以外のファミリー・サポート・センター依頼会員(利用者)が援助会員に支払う報酬の一部を助成する。	○		○		事業新設 ※事業NO32ファミリー・サポート・センター事業から事業の一部を切り分け	
2 2025年問題を見据えた「医療・福祉の充実」	<p>■健康増進と予防に重点を置いた取組を推進することで、住み慣れた家で継続して生活が送れるように、在宅医療や生活支援のあり方が重要になります。医療や介護だけでなく、様々な福祉の相談体制や支援体制を確保し、高齢者の地域での生活を継続して支える「地域包括ケアシステム」の深化と「地域共生型社会」の構築に努めます。</p> <p>■医師の高齢化や減少、今後の医療サービスの需要を考慮すると、若年の医師・看護師の確保や育成が重要になっています。医師や看護師を確保するため、有資格者の地元での就職を促す取組を進めます。高齢者を支える現役世代に対して、子どもを産み、育てやすい環境を整備するためには、産後の母親の心と体をケアする医療環境を確保していきます。</p> <p>■介護職を確保するため、労働環境や雇用条件を改善するとともに、新規就業につなげる取組が重要になります。施設サービスから在宅サービスへのシフトが進展し、医療系サービスの利用が増加しており将来的には、供給過多も想定されるため、一定の調整機能や既存ストックの有効活用を進めます。</p> <p>■高齢者クラブのあり方や行政、地域、企業、NPOなど多様な主体が連携し、多様化したライフスタイルに対応した、高齢者の生きがいの場を創出することに努めます。</p>	<p>2-1 食育・食生活の充実</p> <p>2-2 地域医療サービスの確保</p> <p>2-3 地域包括ケアシステムの構築</p>	<p>○食生活改善推進員・自治公民館・教育機関などと連携し、食生活の見直しから生活習慣病予防の啓発普及に努める。</p> <p>○管理栄養士による親子料理教室などを行い、食育活動の充実を図る。</p> <p>○宮崎市・国富町・市郡医師会・県医師会などと連携し、夜間急病センター・小児診療所・在宅当番医制共同事業運営などの医療体制を確保する。</p> <p>○フレッシュ健診・消防団健診などの受診を促進し、若い世代から健康づくりの意識を高め、事後指導・相談による生活習慣病などの予防を推進する。</p> <p>○関係機関・団体と連携した研修会などの取組により、介護にかかる人財育成と定着化を推進する。</p> <p>○高齢者の運動習慣化を目指して、介護予防教室などでの運動指導に取り組み、健康の維持・増進を図る。</p> <p>○キャラバンメイト活動および認知症サポーター養成講座を充実させ、正しい知識の普及とともに適切に対応できる環境整備を図るとともに、認知症疾患の早期の発見・治療につながる取組を推進する。</p>	35	農林振興課	食育・地産地消推進事業	食育・地産地消活動を推進する団体等の活動費用の一部を補助し、体験を通じた食育と地産地消の推進を図る。						
				36	教育総務課	学校給食地産地消推進事業	小・中学校給食の食材について、町内で生産される新鮮な農畜産物を使用することにより、地元農業への関心を高め、感謝の気持ちを育むなど、食育の推進を図る。						
				37	福祉保健課	給食(中坪)	公立保育施設43か所分の給食調理業務を一元化し、集中的な調理・管理による内容充実と地元産の有機野菜等を多く取り入れ「食育」「地産地消」を図るとともに、多様化するアレルギー児童などにきめ細やかに対応する。						事業内容の一部見直し ※町立北俣保育所の廃止に伴うもの
				38	福祉保健課	心と体の栄養事業	食生活改善ボランティアとして、心身の健康と食育を広められる人材を育成するとともに、乳幼児の時期から親子・男性料理教室などに参加を促し、食育・郷土料理伝承・健康教育などにより健康志向への機運醸成を図る。						
				39	福祉保健課	共同利用型病院運営負担金事業	共同利用型病院(宮崎市郡医師会病院)の運営費補助を行い、2次救急医療体制の充実を図る。	○					事業名の一部見直し
				40	福祉保健課	夜間急病センター管理運営負担金	夜間急病センターの管理運営を宮崎市郡医師会病院に委託し、初期救急医療体制の充実を図る。	○					
				41	福祉保健課	在宅当番医制共同運営費負担金	在宅当番医制により日曜・祝日・年末年始の医療機関を確保し、初期救急医療の充実を図る。	○					
				42	福祉保健課	宮崎大学医学部小児科寄附講座負担金	「宮崎小児地域医療学・次世代育成支援講座」の運営を支援し、小児医療に関心を持つ学生の教育や次世代を担う若い小児科医の人材育成を進め、夜間急病センター小児科をはじめとする県央地域における小児医療体制の充実を図る。	○					
				43	福祉保健課	歯周疾患検診事業	生活習慣病である歯周疾患を予防・発見する為、30歳～70歳までの5歳刻みを対象に検診し、歯の喪失予防を図ることで高齢期において健康で快適な生活が送れることを目的とする。自己負担500円			○			
				44	福祉保健課 町民課	もりりん健康マイレージ (保健衛生普及費)	健康診査・各種検診、運動、健康づくりの指導員・イベント参加、生活習慣についてのポイント獲得に応じた特典を付与することにより、健康づくりへの意識向上を図る。						所管課の変更 事業名の一部見直し
				45	福祉保健課	しなやか血管骨太健診	フレッシュ健診及び消防団健診などの健診の受診率アップを目指す。また、骨粗しょう症検診を追加健康づくりに繋げるとともに、特定健診とフレッシュ健診を同時に実施し、健診機会を増やす。			○			
				46	福祉保健課	がん検診推進事業	各種がん健診の早期発見・早期治療・健康に関する意識の啓発と健康増進を図るとともに、特定健診とがん検診の同時実施などによる受診率向上を図るため、各種がん検診を集団又は個別の方法により実施する。	○					事業名の一部見直し 事業内容の一部見直し
				47	福祉保健課	町単独高齢者福祉事業	高齢者・障がい者等が通院等の為にタクシーを利用する場合に料金の一部を助成する。						
				48	福祉保健課	めざせ健康長寿！高齢者外出支援創出事業	高齢者が公共交通機関のバスを利用した際の自己負担額を100円とすることにより、外出しやすい環境を整え、いきいきとした余暇を過ごしていただくことで健康増進を図る。なお、令和3年度から75歳以上から70歳以上に対象年齢を引き下げる。						事業内容の一部見直し ※高齢者100円バス利用者の年齢制限を75歳から70歳へ引き下げ
				49	福祉保健課	配食サービス事業	65歳以上の高齢者で、調理ができず支援する家族等がない高齢者、障がい者等を対象に食事の自立支援サービスを行い、全ての食材を町内で仕入れ、安全・安心な食事を提供する。						

第2期綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2期みやざき共創都市圏ビジョンの構成内容（案）

資料3-2

重点項目	基本的方向	主要施策	施策の概要	No.	課名	事業名	事業内容	都市圏 ビジョン の位置 付け	国・県 の補助 の有無	新たに 位置づ ける事 業	事業終 了(廃 止)	廃止等の理由
			○複合的な相談機能の向上に取り組み、安心して在宅生活がおくれるよう、多職種連携の強化を図る。	50	福祉保健課	軽度生活援助事業	介護保険の自立と認定された65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、自宅にシルバー人材センターに委託している生活援助員を派遣して、日常生活における軽易な援助を行う。					
				51	福祉保健課	地域包括支援センター運営事業	地域包括ケアシステム構築の中核的機関として、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメントや地域の総合窓口、高齢者の権利擁護等を実施する為、地域包括支援センターの管理運営を行う。		○			
				52	福祉保健課	介護認定審査会共同運営事業	宮崎市・国富町と共同で、宮崎東諸県地域介護認定審査会を設置し、審査基準の平準化、認定の公平・公正性を確保するとともに運営の効率化を図る。	○				
				53	福祉保健課	介護予防普及啓発事業	介護予防・重度化防止のため、65歳到達者を対象として、運動・口腔・栄養の専門職によるセルフケアの重要性についての住民講話および住民を対象に介護保険の講演を行う。また、作業療法士の指導により週1回の運動を3カ月間継続することを通じ、運動および生活習慣病予防などの習慣化を図り、将来的な医療費・介護給付費などの抑制を図る。ミラクルジム(高齢者対象)・体幹トレーニング(全年齢対象)		○			
				54	福祉保健課	認知症初期集中支援推進事業	認知症および認知症が疑われる方やその家族で、医療・介護サービスを受けていない方等を対象として、医師などによる包括的・集中的な初期支援を行い、状態に応じて必要な医療や介護のサービスへつなぎ、自立生活をサポートする。		○			
				55	福祉保健課	認知症地域支援・ケア向上事業	認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる地域の構築推進を図るとともに、認知症の早期診断、早期対応。認知症地域支援推進員による相談対応など実施する。		○			
				56	福祉保健課	生活支援体制整備等事業	地域に不足するサービスの創出や関係者間の情報共有(ネットワーク構築)といった取組みを行う生活支援コーディネーターを配置するとともに、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組みを推進する協議体を設置し、生活支援・介護予防に係るサービス基盤の整備を図る。	○	○			事業名の一部見直し
				57	福祉保健課	成年後見制度利用支援事業	身寄りのない認知症高齢者等で、判断能力の低下により財産管理や契約行為について困難な方が安心して生活を送れるよう支援するため、町長申立を行うとともに、申立経費や後見人等の報酬を負担することが困難な方について、費用の助成を行う。また、利用促進を図るため事業の普及啓発を図る。		○			
				58	福祉保健課	地域ケア会議推進事業	医療専門職等によるケアプランの検討を行い、ケアマネジメントの質の向上、高齢者の自立支援や重度化防止、介護予防・介護サービスの向上を図る。		○			
				59	福祉保健課	介護職員初任者研修事業	介護職員の人材確保を図るため、介護職員初任者研修費の助成を行う。					
				60	福祉保健課	在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で生活を継続していくために、在宅医療と介護を一体的に提供していくことを目指し、医療や介護に携わる関係者への支援や研修会、地域住民への啓発等を行う。	○	○			
	2-4 高齢者の生きがいの場の創出		○高齢者の福祉施設等における活動の場を広げ、高齢者の社会参加を促進する。 ○高齢者の運動習慣化を目指して、介護予防教室などでの運動指導に取り組み、健康の維持・増進を図る。	61	福祉保健課	高年者クラブ活動費	高齢者が互いに支えあい、励まし合いながら、生きがいづくりをともにし、長寿の喜びを実感できる人間関係を醸成しながら、社会活動に積極的にチャレンジし、高齢者の持つ活力を活かした活動を推進し、豊かな地域社会づくりに貢献できる活動を展開する。			○		
				62	社会教育課	公民館生涯学習講座	生涯学習推進の一環として、町公民館及び自治公民館による生涯学習講座を開設し、世代間交流を促進するとともに、発表する場を提供し、生きがいづくりを推進する。					
	2-5 障がい者の自立と社会参加の促進		○関係機関と連携し、就労支援施設などの機能強化を支援し、障がい者の雇用・就労の促進を図るとともに、福祉サービスの提供により、障がいのある方の自立意識の高揚と社会参加の促進を図る。	63	福祉保健課	障がい支援区分認定審査事業	障がい福祉サービスの利用に必要な障がい支援区分を判定する為、認定審査会を設置・運営するとともに、制度の周知や職員、認定調査員及び審査会委員の資質向上の研修を行い、適正な区分判定を宮崎市に委託する。	○				
				64	福祉保健課	障がい者介護給付費訓練等給付費	身障・療育・精神手帳保持者で、日常生活に居宅サービスを必要とする者、施設への入所・通所を希望する者が、各自で選択し利用する為の費用。					
				65	福祉保健課	障がい者地域生活支援事業	障がい者の社会参加や日中における活動の場の確保、障がい児・者とその家族の安定的かつ快適な地域生活を支援するとともに、「地域生活支援拠点」の運営にかかる事業の実施及び経費負担の支出を行う。	○	○			
				66	福祉保健課	町単独障がい者扶助	身体・知的・精神障がい者(年金受給者を除く)に特別手当を支給することにより社会活動を促進し、生活意欲を高揚する等福祉の増進を図るとともに、重度の障がい者を在宅介護する者に対し扶助する。					

第2期綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2期みやざき共創都市圏ビジョンの構成内容（案）

資料3-2

重点項目	基本的方向	主要施策	施策の概要	No.	課名	事業名	事業内容	都市圏 ビジョン の位置 付け	国・県 の補助 の有無	新たに 位置づ ける事 業	事業終 了(廃 止)	廃止等の理由		
				67	福祉保健課	町単独高齢者福祉事業【再掲】	高齢者・障がい者等が通院等の為にタクシーを利用する場合に料金の一部を助成する。							
3 生活の質の向上と移住の促進を図る「居住環境の充実」	<p>■複雑・多様化する地域課題を解決していくには、地域活動を担う人財の育成を図り、多様な主体が連携して取り組んでいく必要があります。自立性の高い地域コミュニティを形成し、地域活動を維持、発展していくには、消防団、地域まちづくり推進委員会やNPO法人などの多様な活動主体が協力して取り組むとともに、女性や高齢者の社会参加を促し、子育てや高齢者のふれあいなど地域福祉に係る活動を推進していきます。</p> <p>■中古住宅を安心して売買、あるいは賃貸できるように、良質な住宅ストックの形成と流通を促進するための環境を整備することで、既存ストックの有効活用が地域福祉の向上、あるいは地域活動の活性化につながるなど、空き家対策と地域施策との連携を図ります。</p> <p>■地域経済の活性化を図る観点から、民間と連携しながら、公的不動産の利活用を図っていく必要があります。公的不動産の利活用にあたっては、民間投資による収益施設等の整備を図るなど、採算性を考慮した自立性の高い経営を支援します。</p> <p>■地元の若者が定着できる定住対策を推進し、ひいては移住者の増加につなげていくことが重要になります。そのためには、雇用の受け皿と住居の確保が必要になるため、行政、不動産業者、ハローワーク、企業、農業関係者など多様な機関が連携して、移住希望者が求める情報を適切に提供していきます。</p> <p>■太陽光発電の余剰電力を売電するだけでなく、蓄電等の対応も重要となり、エネルギーマネジメントシステムを構築し、域内における多様なエネルギーを効率的に活用することを検討します。</p> <p>■生ゴミ堆肥化のほか、再生可能エネルギー導入も併せて検討し、CO2削減を促進することで、SDGsの実現に向けた取り組みを行います。</p>	3-1 既存ストックの有効活用	○自治公民館や関係団体等と連携し、空き家再生事業の情報発信と住環境整備を行う。	68	総合政策課 財政課	空き家改修事業(町有住宅維持管理)	空き家を所有者から5年間借り受け、250万円を限度にリニューアル後に町有住宅として移住者などに賃貸する。(令和元年度受付終了、賃貸は令和4年度まで)	○				所管課の変更		
		3-1 既存ストックの有効活用	○自治公民館や関係団体等と連携し、空き家再生事業の情報発信と住環境整備を行う。	69	総合政策課	若者定住促進住宅料補助事業	町外からの移住や町内の若者の定住を促進し、町内産業の振興とともに自治公民館活動の充実を図ることを目的に、結婚直後、就学前および小学校就学中の子育て家庭の支援として、民間のアパートや借家の賃料の一部を補助する。(新規受付は令和3年度まで、補助対象期間は令和12年度で終了)	○	○				事業内容の一部見直し	
		3-2 スマートシティの取組の推進	○住宅用の太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー利用システムの設置を促進し、再生可能エネルギーの地産地消を図る。	70	町民課	ごみ収集管理費	収集した生ごみと牛糞を好気性高温発酵により良質な堆肥として再生し、農地還元するとともに生ごみの減量化を図る。							
		3-2 スマートシティの取組の推進	○住宅用の太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー利用システムの設置を促進し、再生可能エネルギーの地産地消を図る。		総合政策課	太陽光発電の推進	個人宅での太陽光発電の余剰電力売電や蓄電を推進し、再生可能エネルギーの地産地消を図る。					×		一定の成果が得られたため事業廃止
		3-3 防災対策の推進	○防災士資格取得などにより、防災リーダー育成を推進するとともに、町民一斉防災訓練により、高齢者などの災害弱者の安全確保に配慮した災害時の対応や行動など、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。	71	総務課	広域消防負担金	警防・予防・緊急・救助等の各分野での充実強化を図り、効率的かつ効果的に広域消防を運営する。	○						
		3-3 防災対策の推進	○防災士資格取得などにより、防災リーダー育成を推進するとともに、町民一斉防災訓練により、高齢者などの災害弱者の安全確保に配慮した災害時の対応や行動など、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。	72	総務課	消防団活動	地域防災の要である消防団の資機材整備の充実と消防団員の確保により、町民の安心・安全な暮らしを確保するとともに、次世代の人材育成を行う。							
		3-3 防災対策の推進	○防災士資格取得などにより、防災リーダー育成を推進するとともに、町民一斉防災訓練により、高齢者などの災害弱者の安全確保に配慮した災害時の対応や行動など、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。	73	総務課	防災活動活性化事業	各地区での防災訓練や防災士資格取得をはじめとした、町民・消防団員の防災力の向上を図る。							
		3-4 環境保全の推進	○ESD(持続的な開発のための教育)の理念に基づき、学校教育から社会教育に至るまで環境教育を展開し、自然環境や生物多様性に対する意識や知識を高める取組を推進する。	74	町民課	河川浄化対策事業(環境保全費)	「綾町河川をきれいにする条例」を背景とした河川浄化対策を推進するとともに、関係行政機関との連携を行い、河川浄化の啓発を図る。	○						
		3-4 環境保全の推進	○ESD(持続的な開発のための教育)の理念に基づき、学校教育から社会教育に至るまで環境教育を展開し、自然環境や生物多様性に対する意識や知識を高める取組を推進する。	75	町民課	河川浄化対策事業(廃油せつけん製造)	家庭雑排水の浄化を地域ぐるみで取り組む為、石鹸製造所を拠点に廃油石鹸の製造・利用を促進する推進し、河川浄化の啓発を図る。	○						事業内容の一部見直し
		3-4 環境保全の推進	○ESD(持続的な開発のための教育)の理念に基づき、学校教育から社会教育に至るまで環境教育を展開し、自然環境や生物多様性に対する意識や知識を高める取組を推進する。	76	町民課	エコクリーンプラザみやざき運営管理事業	エコクリーンプラザみやざきの管理運営を行う為、宮崎市に対し、関係市町村で委託料を負担する。	○						
		3-4 環境保全の推進	○ESD(持続的な開発のための教育)の理念に基づき、学校教育から社会教育に至るまで環境教育を展開し、自然環境や生物多様性に対する意識や知識を高める取組を推進する。	77	町民課	ごみ収集管理費【再掲】	収集した生ごみと牛糞を好気性高温発酵により良質な堆肥として再生し、農地還元するとともに生ごみの減量化を図る。							事業名に【再掲】を追記
		3-4 環境保全の推進	○ESD(持続的な開発のための教育)の理念に基づき、学校教育から社会教育に至るまで環境教育を展開し、自然環境や生物多様性に対する意識や知識を高める取組を推進する。	78	町民課	ごみ減量啓発事業(ゴミ対策総務費【宮崎県4R推進協議会負担金】)	施設見学会、各種イベントやチラシ等による啓発等を通じて、子どもから高齢者まで町民のごみ減量と再資源化への意識高揚に努める。	○						
3-4 環境保全の推進	○ESD(持続的な開発のための教育)の理念に基づき、学校教育から社会教育に至るまで環境教育を展開し、自然環境や生物多様性に対する意識や知識を高める取組を推進する。	79	農林振興課	森林整備事業	伐採後再造林の費用負担により、造林が減り、森林資源の循環サイクルが途絶えるだけでなく、山の持っている水源涵養の機能や土砂流出防備の機能が損なわれ、災害発生時の危険も危惧されることから、荒廃した山地を防ぐため国庫事業の上乗せ補助を行う。	○								
3-4 環境保全の推進	○ESD(持続的な開発のための教育)の理念に基づき、学校教育から社会教育に至るまで環境教育を展開し、自然環境や生物多様性に対する意識や知識を高める取組を推進する。	80	農林振興課	綾の森林づくり推進事業	森林環境譲与税を活用し、綾町の森林整備及びその促進に関する施策を実施することで、森林の有する公益的機能の維持増進を図る。									
3-4 環境保全の推進	○ESD(持続的な開発のための教育)の理念に基づき、学校教育から社会教育に至るまで環境教育を展開し、自然環境や生物多様性に対する意識や知識を高める取組を推進する。	81	ユネスコエコパーク推進室	地元幼保小中学校への環境学習	綾ユネスコエコパークセンター、ピオトープ、イオンの森、国定公園等を活用し、幼保小中への一貫した環境学習支援を推進する。							課名の一部修正		
3-4 環境保全の推進	○ESD(持続的な開発のための教育)の理念に基づき、学校教育から社会教育に至るまで環境教育を展開し、自然環境や生物多様性に対する意識や知識を高める取組を推進する。	82	ユネスコエコパーク推進室	地域と住民活動の元氣創出活性化事業	地域の活性化や地域コミュニティ形成を目的に、自主的に活動する団体や組織等と行政が連携し、さらにネットワークを構築することにより、ユネスコエコパークを活かしたまちづくりを効果的に推進する。	○						課名の一部修正		

第2期綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2期みやざき共創都市圏ビジョンの構成内容（案）

資料3-2

重点項目	基本的方向	主要施策	施策の概要	No.	課名	事業名	事業内容	都市圏 ビジョン の位置 付け	国・県 の補助 の有無	新たに 位置づ ける事 業	事業終 了（廃 止）	廃止等の理由				
3-5 地域コミュニティ の活性化		3-5 地域コミュニティ の活性化	○自治公民館施設整備の支援を行うとともに、中核となる人財の育成に努め、自主的な自治活動を促進する。 ○住みよい地域づくりを目指し、自治公民館連絡協議会が定めた「4つの目標、18の実践」の支援に努め、自治公民館と行政の連携を図る。 ○町民等の自由な発想による自主的、主体的なまちづくりを推進するため、自治公民館をはじめ様々な領域で活動している団体又はグループ等が実施する地域活性化に資する活動を支援する。	83	福祉保健課	高齢者クラブ活動費【再掲】	高齢者が互いに支えあい、励まし合いながら、生きがいづくりをともにし、長寿の喜びを実感できる人間関係を醸成しながら、社会活動に積極的にチャレンジし、高齢者の持つ活力を活かした活動を推進し、豊かな地域社会づくりに貢献できる活動を展開する。					事業名に【再掲】を追記				
				84	ユネスコエコパーク推進室	肖像プロジェクト及び集落ビジョン策定事業	集落の人々が保存・保持している写真を手がかりに、集落の歴史・伝統・文化や暮らしの様子などを掘り起こし、記録するとともに写真のデジタル化を図り、後世につないでいく。 また、高齢化や過疎化等により消滅危機にある集落の将来ビジョンについても、集落の意見等も踏襲しながら策定していく。					課名の一部修正				
				85	町民課	消費者行政推進事業	消費生活にかかる相談・苦情への対応・情報収集を行うほか、消費者に対して出前講座などの啓発事業を行う。	○	○							
				86	ユネスコエコパーク推進室	まちづくり推進事業	綾ユネスコエコパークまちづくりネットワーク協議会を設立し、自立・自走するまちづくり団体等の自主的かつ主体的な地域づくりの取り組みを支援する。	○		○		事業新設				
				87	総合政策課	綾町町民提案型ゆめ応援プロジェクト支援事業	町民等の自由な発想による自主的・主体的なまちづくりを推進するため、団体等が実施する地域活性化に関する事業を支援する。	○		○		事業新設				
				88	社会教育課	綾城管理・文化財史跡調査事業	町内に点在する古墳や史跡の価値を展示等により広く周知するとともに、適切に管理し後世に引き継いでいくもの。	○				事業内容の一部見直し				
				89	社会教育課	民主団体活動育成	地域活動の中心として活躍する団体の活動を支援し、地域の活性化を図る。									
				90	社会教育課	公民館生涯学習講座【再掲】	生涯学習推進の一環として、町公民館及び自治公民館による生涯学習講座を開設し、世代間交流を促進するとともに、発表する場を提供し、生きがいづくりを推進する。									
				91	社会教育課	民俗芸能伝承事業	各公民館それぞれに伝わる幾代にもわたり歌い踊り継がれた伝統芸能の保存・伝承を通じて、地域コミュニティの強化を図るとともに、生涯学習等で学んだ成果を発表する場を提供し、芸術文化活動の推進を図る。	○								
				92	社会教育課	花いっぱい運動	自然豊かな花のある美しい町づくりの為、自治公民館と連携し各公民館の花壇などへ花の植栽活動を毎年、全体的に行う。									
				93	社会教育課	綾町民体育大会	町民全体の連帯意識高揚を目指し、親睦と融和の輪を広げ自治公民館活動の活性化とともに、体力の向上・健康の維持増進を図る。									
				3-6 移住・定住対策 の推進		3-6 移住・定住対策 の推進	○民間活力による若者の定住促進を図るため、若者定住促進住宅料補助制度活用などによる、民間アパートや借家の拡充を推進するとともに、子育てしやすい環境整備などにより、子育て世代の定住促進を図る。 ○次世代を担う若者世代が綾町に移住・定住するため、民間賃貸住宅の家賃補助や新築住宅等の取得経費を支援することで、町内産業の振興さらには自治公民館活動や消防団活動の充実を図り、活気あるまちづくりを維持する。 ○移住希望者の必要とする雇用や住居などの情報を集約・提供するとともに、移住後のフォローアップを行い、定住化を図る。	94	総合政策課	若者定住促進住宅料補助【再掲】	町外からの移住や町内の若者の定住を促進し、町内産業の振興とともに自治公民館活動の充実を図ることを目的に、結婚直後、就学前および小学校就学中の子育て家庭の支援として、民間のアパートや借家の賃料の一部を補助する。（新規受付は令和3年度まで、補助対象期間は令和12年度で終了）	○	○			事業名に【再掲】を追記 事業内容の一部見直し
								95	総合政策課	若者移住定住促進支援事業	子育て世代の若者の移住定住を促進するため、本町に住居を新築（建売住宅を含む）、若しくは中古住宅を購入した場合には住宅取得費の一部、居住用の民間賃貸住宅の賃借契約をした場合には賃借料の一部を補助する。			○		事業新設
								96	総合政策課	移住促進事業	町内事業所と連携し、地域で働く意識の啓発と動画によるホームページの充実とともに、地域の魅力を移住希望者などに分かりやすく発信するなどにより移住促進に取り組み、若者定着による地域力の維持・発展を図る。	○	○			
								総合政策課	移住支援金給付事業	東京圏への過度な一極集中の是正と地方の中小企業における人手不足の解消のため、宮崎県と連携し地方創生推進交付金を活用し移住者に対し支援金を交付する。令和元年度から実施。	○	○			×	事業廃止 ※事業NO95若者移住定住促進支援事業へ事業の一部を統合
				総合政策課	ひなた暮らし実現応援支援事業	東京圏以外の県外から綾町に移住した者が、マッチング支援対象の企業に就職または、就業・企業・創業により定住にいたった場合に、ひなた暮らし実現応援支援事業において支援金を交付する。令和元年度から実施。	○	○			×	事業廃止 ※事業NO95若者移住定住促進支援事業へ事業の一部を統合				
97	総合政策課	住宅リフォーム補助事業	町民が自己の居住する住宅等を町内の施工業者を利用して修繕及び補修等の工事を行う場合にその経費の一部を補助することにより、生活環境の向上に資するとともに、多岐にわたる業種に経済効果を与え、町内産業全体の活性化を図る。													

第2期綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2期みやざき共創都市圏ビジョンの構成内容（案）

資料3-2

重点項目	基本的方向	主要施策	施策の概要	No.	課名	事業名	事業内容	都市圏 ビジョンの 位置付け	国・県 の補助 の有無	新たに 位置づけ る事業	事業終了 (廃止)	廃止等の理由		
4 地域や企業ニーズに 合った「人財の育成」	<p>■若者の地元定着を図るには、教育機関と地元の企業との連携により、従業者のスキルアップや雇用条件を改善するなど、地域や企業ニーズに合った人財を育成していくことに努めます。また、将来の就業を意識した教育を提供し、専門技術等を有する人財の育成につなげていきます。将来にわたって担い手を確保するために、企業のマネジメント層の人財を育成する環境を整備するとともに、企業の経営者の経営に対する認識やノウハウを高めていくことを支援します。</p> <p>■就農者の高齢化が課題となっており、農業の生産性を向上させるシステムを構築し、農業後継者を含めた新規就農者の確保を図ります。また、大学等との連携により、健康増進を推進する取組やヘルスケア産業を育成していくとともに、農業ができるシステムを広域で構築し、そして、農業の生産基盤を維持・向上させていくために、農業所得を上げていけるよう支援します。</p> <p>■今後、高齢化の進行により、医療・福祉分野のニーズはさらに高まり医療や福祉に携わる専門職の育成と確保は重要になります。福祉職については、勤続年数や現金給与額等を考慮して、労働環境や雇用条件の改善が図られるよう働きかけます。</p> <p>■経済効果を生む観点からの観光戦略が重要であり、質の高いサービスが提供できる人財や幅広い視点から観光をコーディネートできる人財の育成に努めます。</p>	4-1 ふるさと・キャリア教育の充実	<p>○充実した総合的な学習の時間や体験活動などを通じて郷土を見つめなおすとともに豊かな郷土愛を育み、自己の可能性を最大限に発揮する能力や主体的な態度を養い、地域で活躍できる人財の育成を図る。</p> <p>○ふるさと・キャリア教育支援体制を構築し、関係機関や団体との連携による活動環境の創出と地方創生の取組に触れる機会を設けることにより、地方創生に対する意識の醸成を図る。</p>	98	教育総務課	ユネスコスクール推進事業	ユネスコスクール同士の交流を深め、先進的な取組みや活動している方を招聘し、グローバルな視点でエコパーク及びユネスコスクールの意義を深めるとともに認識向上を図る。また、人生経験豊富で多様な社会人との交流など「ふるさと教育」により、ふるさとを見つめなおすとともに生きる力や郷土愛を育む。							
		4-2 地域や企業ニーズに対応した人財の育成等	<p>○宮崎大学との包括的連携協定締結を基に、様々な研究者・機関との連携による「知の蓄積」を図るとともに、地域課題や地元企業のニーズにあった調査研究を推進する。</p> <p>○専門的なスキルなどを養う講座や研修会等への参加を支援し、経営能力などの向上を図る。</p>	100	ユネスコエコパーク推進室	ユネスコエコパーク推進事業(生物多様性地域戦略学術的研究支援)	ユネスコエコパークの基本理念のひとつである学術的知見の蓄積と各種研究者との連携を図る為、広く学術的分野における学術的調査研究の実施および支援を行うとともに、普及啓発用のガイドブックなど刊行物の作成や、市民参加型の調査も平行して実施する。	○					事業内容の一部見直し	
		4-3 新規就農者・農業法人の育成	<p>○宮崎大学、南九州大学、宮崎国際大学との包括的連携協定などにより、研究機関との連携による研究の基盤づくりを図るとともに、地域や行政課題の解決に向けた研究を支援する。</p>	101	ユネスコエコパーク推進室	研究機関との連携事業		○						課名の一部修正
		4-4 地元企業への就職を促す仕組みの構築	<p>○農業支援センターと農協が連携し行う充実した研修と営農指導により、高い技術の習得と新規就農の促進を図る。</p> <p>○機械利用組合による農業機械リース事業を展開し、新規就農者の設備投資を抑えるとともに、農業機械の導入支援を図り、早期の経営安定につなげる。</p> <p>○若い世代へICT技術を活用し、地域資源の魅力を発信するとともに、地元企業の雇用環境などの見える化を推進する。</p>	102	農林振興課	新規就農者確保・育成支援事業	次世代を担う農業後継者を確保・育成する為の研修に要する費用を補助し、技術力の向上や経営安定を支援する。							
5 若い世代の定着や生産性の向上を図る 「雇用の場の創出」	<p>■若者の地元への定着を促し、地域経済を維持・成長させていくには、給与などの待遇面の雇用環境を改善するとともに、雇用の受け皿を確保し、生産人口の増加や女性・高齢者の活躍の場を創出していくことが重要になります。人口減少が進行する中で、地域経済を維持・成長させていくために、生産性と効率化を併せ持ったシステムの構築を検討していきます。</p> <p>■新たな産業や新たな価値を生み出すため、官民における創業支援機関の連携・支援体制を構築します。また、外貨を獲得するため、異業種間の交流等を促進する機会や場を創出していきます。</p> <p>生産性の低い分野とのマッチングにより、生産性の向上に取り組むとともに、新たな市場の開拓につながるアプローチを進めます。</p> <p>■ワーク・ライフ・バランスの普及には、既存の支援制度の活用だけでなく、経営者の意識改革を図り、男性の育児参加や長時間労働の是正のほか、テレワークや短時間労働など多様な働き方が可能になるよう条件整備に努めます。</p>	5-1 農林水産業の生産基盤の確立	<p>○生産性を高めるため、品目の選定や機械化などによる作業の効率性を高め、農協と連携し、規模効果を追求した栽培技術の確立を図る。</p> <p>○農商工が連携し、新たな複合経営、加工や流通・販売などの新たな商業活性化の展開を図る。</p> <p>○肉用牛総合支援センターによる肉用牛生産農家支援体制の充実を図り、一年一産による和牛繁殖農家の所得向上・受胎率向上・母牛の計画的更新・優良肉用牛生産のための基盤づくりを推進する。</p> <p>○作業の効率化・農業生産のデータベース化を図るため、圃場管理・栽培管理システムのサイトの構築について検討する。</p>	105	農林振興課	優良繁殖雌牛保留導入対策事業	宮崎県が指定する種牛であり、本町の改良に貢献できる牛であることなどの導入条件和牛に求められる脂肪交雑や枝肉重量など経済形質を遺伝的に算定し、能力の高い繁殖牛から生産された雌子牛を宮崎中央管内(宮崎市・国富町・綾町)から導入、若しくは自家保留した場合に定額助成する。							事業名の一部見直し
		106	農林振興課	肉用牛支援センター農家支援対策事業	慢性的な受胎性の低さや発情回帰の遅れ等、種付回数が多くなる繁殖牛に対して預託費を一部補てんし、負担軽減と新たな肉用牛経営システムを構築させ、生産性向上と労力低減により空き牛舎を活用するなど飼養規模拡大を推進するとともに、増頭費用の一部助成により、生産意欲向上及び生産基盤の維持・拡大を図る。									
		107	農林振興課	有害鳥獣パトロールで地域活性化事業	有害鳥獣対策を行う者を雇用し、日常的に有害鳥獣対策に従事させることで農作物の被害低減を図る。				○					
		108	農林振興課	野生猿特別捕獲班活動支援事業	増加している野生猿の被害を抑える為、被害防止・啓発活動を行う野生猿特別捕獲班を設置し、その活動に対して補助を行う。				○					
		109	農林振興課	シカ捕獲促進事業	剥皮による枯損など、深刻化しているシカによる森林食害を抑える為、捕獲活動に対して補助を行う。				○					
			農林振興課	産地パワーアップ事業	「産地パワーアップ計画」を綾町農業再生協議会が策定し、農作業の効率化によるコスト削減や高付加価値な作物へ転換しつつ、消費者のニーズに応じた生産などに取り組む意欲ある生産者の総合的な支援を行う。							×		一定の成果が得られたため事業廃止
		110	農林振興課	農地中間管理機構集積支援事業 耕作放棄地再生利用緊急対策事業費補助	離農者や経営規模縮小する農用地利用の効率化及び高度化を促進する為、農地集積・集約化による生産性向上を図るとともに、耕作放棄地解消事業への支援、担い手等への貸付を行う。				○	○				事業名の変更
		111	農林振興課	優良農地等再生整備事業	農業者の高齢化や担い手不足により遊休化した優良農地を再生整備するための支援を行う。									
		112	農林振興課	機械利用組合活動推進事業	農業機械のリース事業を通して、自然生態系農業の推進と、個々の農家経営の安定化を図る。									
		113	農林振興課	ライチ産地づくり推進事業	希少性や味・イメージにより消費者の人氣が高まりつつある「ライチ」の育苗生産体制づくりの取り組みを支援することで、マンゴーに次ぐ新たな戦略品目(果樹ブランド)である「ライチ」の産地拡大、生産者育成の取り組みを推進する。									

第2期綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2期みやざき共創都市圏ビジョンの構成内容（案）

資料3-2

重点項目	基本的方向	主要施策	施策の概要	No.	課名	事業名	事業内容	都市圏 ビジョン の位置 付け	国・県 の補助 の有無	新たに 位置づ ける事 業	事業終 了(廃 止)	廃止等の理由			
重点項目	基本的方向	主要施策	<p>○緑が多く快適で潤いのある生活環境、美しい自然環境と調和した雇用力の大きい、無公害型企業(精密機械など)の誘致を推進する。</p> <p>○制度資金借入れに要する経費の負担軽減などにより、設備投資を促進し、既存産業の技術・生産性の向上や経営安定化を図る。</p>	114	総合政策課	ふるさと納税事業	「綾」のまちづくりに賛同していただける方々からのふるさと納税により、返礼品として提供している町内産品ブランド化とともに新商品開発や継続的販売に繋がる取組みを官民協働により行い、輝き続ける「綾」づくりを展開し、地域の活性化を図る。								
				115	総合政策課	県央地区企業立地促進事業(商工振興費)	県・1市2町・県産業振興機構等で構成する「宮崎県央地区企業立地促進協議会」へ参画し、企業誘致戦略の構築やPR活動など、必要な事業を展開するとともに、自然環境と調和した無公害型企業の誘致を推進する。	○							
				116	総合政策課	中小企業者特別融資保証料補助	中小企業が抱える経営等の問題を軽減解消する為、低利の融資制度や信用保証料を助成し、経営の安定強化を図る。								
				117	総合政策課	工芸品産業振興資金利子補給	工芸品産業設備及び運転資金の融資を受けた事業者に対してその負担する利子の一部に充てる為、補給金を交付することにより、工芸品産業の振興を促進する。								
				5-3 創業や事業承継 等の促進	118	総合政策課	手づくり工芸応援事業補助金	手づくり工芸の活性化を図る為、町内に新たに工房を開業する工芸者に対して、工房の改修費や賃料を補助する。							
					119	総合政策課	店舗リニューアル補助事業	町内で事業所を営む方で店舗に係る改修を実施した個人、法人に対して店舗改修費の一部を補助し、商業の振興を図る。							
					120	総合政策課	新規創業支援事業	空き家及び空き店舗を活用して新たに創業する個人及び法人に対して店舗に係る改修費及び賃料の一部を補助する。	○						
				5-4 新商品・新技術 等の開発	121	総合政策課	創業支援事業計画に基づく創業支援の推進(商工振興対策事業)	平成28年5月に認定を受けた、産業競争力強化法に基づく事業計画について、地域の創業を促進させる為、綾町商工会や地域金融機関との連携等により、ワンストップ相談窓口の設置や創業セミナーを開催するとともに、創業支援を推進する。							
						農林振興課	農業支援センター運営事業	ふるさと納税や、県内外のスーパー等を活用して町内の小規模多品目作付け農家の販売支援を展開していく。また有機JAS農産物の販路拡大にも取り組んでいく。						×	事業名の一部見直し ※事業NO114ふるさと納税事業へ統合
				122	農林振興課	フードビジネスプロジェクト事業	6次産業化や農商工が連携したビジネスを展開するとともに、販路拡大の取組を支援する。								
				123	農林振興課	6次産業化推進事業	農産物の加工や販売等経営の6次産業化の取組みを推進し、地域資源の活用促進や新たな付加価値の創造等経営の多角化、農業所得の向上を図る。								
				124	総合政策課	工芸コミュニティ事業	新製品の開発・デザインの開発・イベントの開催・交流の促進・優良工房の導入・需要開拓事業の実施・積極的な営業活動を展開し、綾町の手づくり工芸品の振興を図る。								
				5-5 中心市街地のに ぎわいの創出	125	総合政策課	商工振興対策事業	中心市街地での各種イベント実施を支援し、にぎわい創出を図り、中心市街地の活性化を推進する。							
5-6 雇用形態の多様 化・労働力の確 保	126	福祉保健課	シルバー人材センター運営補助	高齢者の技能・希望に対応して生きがいづくり、就労の場の確保と社会参加の促進に取り組むシルバー人材センターの健全な運営を支援する為、運営費の補助を行う。											
	127	総合政策課	中小企業退職金共済新規加入助成事業	中小企業者が中小企業退職金共済に加入することにより、中小企業の従業員の福祉の増進と、中小企業の振興に寄与し、町内雇用の促進を図る。											

第2期綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2期みやざき共創都市圏ビジョンの構成内容（案）

資料3-2

重点項目	基本的方向	主要施策	施策の概要	No.	課名	事業名	事業内容	都市圏 ビジョンの 位置付け	国・県 の補助 の有無	新たに 位置づけ る事業	事業終了 (廃止)	廃止等の理由	
				128	総合政策課	男女共同参画事業	性別にかかわらず、自らがその意思で、学校・家庭・地域等に参画できる男女共同参画社会の形成に向けて、宮崎県男女共同参画センターとの連携により、町民への意識啓発と個々の能力に応じた活躍ができる雇用社会の実現を図る。	○					
				129	総合政策課	創業支援事業計画に基づく創業支援の推進(商工振興対策事業)【再掲】	平成28年5月に認定を受けた、産業競争力強化法に基づく事業計画について、地域の創業を促進させる為、綾町商工会や地域金融機関との連携等により、ワンストップ相談窓口の設置や創業セミナーを開催するとともに、創業支援を推進する。	○				事業名の一部見直し	
6 交流人口や販路の拡大を図る「ブランド力の向上」	<p>■ブランドの構築にあたっては、認知度や消費額の相関係数などを明確にし、ユーザー分析を行った上で、ターゲットを限定し、見せ方をはじめ、適切な時期に適切な場所で、情報発信を行い、関心を高める手法が重要になるため、これらを進めてブランドの構築に努めます。</p> <p>販路を拡大して外貨を稼ぐには、産業と観光が連携しながら、域内でお金が落ちる仕組みを構築することが重要になります。異業種間連携と販売体制の確立に努めます。</p> <p>■日本人観光客の誘客はもとより、訪日外国人の誘客を図る必要がありますが、特に、富裕層を意識した取組が重要になります。訪日外国人旅行者の受入環境の整備にあたっては、無料公衆無線LAN環境の整備、多言語への対応、二次交通の充実、決済環境の改善、免税品目の拡大等に企業、店舗等と連携して進めます。</p> <p>観光は、旅行業や宿泊業だけでなく、農林水産業や小売業、交通事業者までその経済効果が波及する裾野の広い産業であるため、回遊性や滞在性を高める広域的な観光地域づくりのほか、観光資源のブラッシュアップや魅力ある商品開発などに努めます。</p> <p>交流人口の拡大に向けては、産業観光振興の視点だけでなく、地域資源に目を向け、都市と農村の交流や二地域居住の促進なども必要になっています。認知度の高いプロスポーツキャンプの誘致など継続して取り組み、情報発信するとともに、話題性を演出します。</p> <p>■農産物のブランドを確立するには、他の産地との差別化を図り、栄養・機能性成分からアプローチするなど、これまでと異なる付加価値の高め方をさらに研究します。また、高い鮮度を維持したまま輸送するためのコールドチェーンの確立を働きかけます。</p> <p>農水産物の国外への販路拡大を図るには、購買意欲を高めるデザイン等を取り入れ、生産者と現地のバイヤーを結びつけるとともに、国内外の市場への農産物の加工品の販路を拡大する戦略を確立します。</p>	6-1 綾らしさを活かした取組の推進	<p>○主要観光施設などに整備した「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」などを活用し、観光情報や地域のイベントなどをプッシュ配信することで、商業・観光施設間の回遊性を高める。</p> <p>○ユネスコエコパークなどの国内外からの視察にも対応できるエコパークセンターを情報の集約・発信及び観光をはじめとする様々な交流活動の拠点とする。</p> <p>○安心安全な地元食材を用いた伝統食の提供や伝統文化など、地域資源と特色を生かした産業観光を推進する。</p>	130	総合政策課	韓国交流事業	友好交流協定を締結した韓国鎮安郡との交流を奨励する為、交流活動を行う者に対し補助金を交付するとともに、韓国交流イベントに参加してもらうなどし、相互の交流を促進する。						
				131	総合政策課	綾町出身者ふるさと交流会事業	大都市にて3年毎に綾出身者の会を開催し、都市と農村間との交流機会を増やす。						
				132	ユネスコエコパーク推進室	ユネスコエコパーク推進事業(生物多様性地域戦略)	綾町生物多様性地域戦略をもとに綾BRエリアの保全管理計画や綾町の総合長期計画との整合性をはかりつつ、地域と連携した実践的な保全活動計画を行うとともに、様々な関係者と連携した生物多様性保全活動の推進を図る。また、ビオトープの一般利用を促進する。					課名の一部修正	
				133	農林振興課	液状堆肥工場費	人糞尿に酵素を添加し、好気性高温発酵により良質な液肥を生産し、農地還元する。						
				134	農林振興課	堆肥工場費	収集した生ごみと牛糞を好気性高温発酵により良質な堆肥として再生し、農地還元するとともに生ごみの減量化を図る。						
				135	農林振興課	自然生態系有機農業実践振興会	有機自然生態系農業実践振興会の運営や研修活動などを支援する為、活動費用の一部を助成し、有機農業の振興を図る。					事業名の一部見直し 事業内容の一部見直し	
				136	農林振興課	有機農業生産拡大推進事業	有機農業振興の中心となる各実践支部の活動を支援する為助成し、組織体制の強化促進により、有機農産物等の生産拡大を図る。						
					農林振興課	有機農業推進会議	有機農業推進会議に対する活動助成					×	事業廃止 ※事業NO135自然生態系農業実践振興会へ事業統合
				137	総合政策課	綾ひな山祭り事業	綾山まつり事業に要する費用の一部を補助し、地域の活性化を図る。						
				138	総合政策課	恋人の聖地「照葉短歌賞」	酒泉の杜に近接する「創造の森」は「恋人の聖地」として選定されており、全国から多くのカップルや家族づれが訪れ地域活性化が図られるよう、「愛・恋」をテーマにした短歌を募集し、受賞者の方々を表彰する。						
				139	社会教育課	花いっぱい運動【再掲】	自然豊かな花のある美しい町づくりの為、自治公民館と連携し町内の沿道や各公民館の花壇などへ花の植栽活動を通年、全町的に行う。						
				140	総合政策課	中山間活性化対策事業	広沢ダム湖水上スキー場で合宿する大学生等の受入態勢を整えるとともに、宮崎県水上スキー連盟主催の水上スキーユニア(U-17)大会開催の運営に要する費用の一部を補助する。					事業内容の一部見直し	
					6-2 スポーツランドみやざきの推進	6-2 スポーツランドみやざきの推進	○プロスポーツキャンプ受入態勢と施設の充実を図るとともに、新たに、関係団体との連携による地域資源を活かした各種スポーツ大会を誘致するなどスポーツランドみやざきの取組を推進する。	141	社会教育課	スポーツ施設等維持管理整備事業(小田川多目的広場整備等)	スポーツ施設等の適切な維持管理により、施設機能を高め、利用促進を図る。		
142	総合政策課	宿泊施設等維持管理整備事業(綾川荘・てるはの森の宿・合宿センター)	施設機能を充実させ、利用者増加による地域活性化を図る。										
143	総合政策課	職業球団等キャンプ受入事業	「スポーツランド綾」を推進する為、各競技団体へのネットワークを広げ、プロ、社会人、学生の合宿誘致を推進し、合宿受入の体制強化を図る。	○									

第2期綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2期みやざき共創都市圏ビジョンの構成内容（案）

資料3-2

重点項目	基本的方向	主要施策	施策の概要	No.	課名	事業名	事業内容	都市圏 ビジョンの 位置 付け	国・県 の補助 の有無	新たに 位置づ ける事 業	事業終 了(廃 止)	廃止等の理由	
		6-3 観光客受入環境 の充実	○観光パンフレットや観光案内板についても多言語化に対応した整備により、国内外からの観光客の受入環境の充実を図る。		総合政策課	東京オリンピック・パラリンピック事前合宿誘致事業	2020年の東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ等の誘致の為、充実したスポーツ施設と受入態勢をPRし、オリンピック関連大会の開催等を支援する。 (種目問わず)				×	一定の成果が得られたため事業廃止	
					総合政策課	観光・防災Wi-Fiステーション整備事業	避難所や避難場所等に整備した、耐災害性の高い公衆無線LANにより、災害時において災害情報や安否確認などの受発信を可能とするともに、観光情報を多言語で発信し、観光情報の入手やSNSでの情報発信を容易とする通信環境を活用して地域活性化を図る。	○			×	事業廃止 ※事業NO144観光・防災Wi-Fiステーション整備事業へ移行	
				144	総務課	観光・防災Wi-Fiステーション整備事業	避難所や避難場所等に整備した、耐災害性の高い公衆無線LANにより、災害時において災害情報や安否確認などの受発信を可能とするともに、観光情報を多言語で発信し、観光情報の入手やSNSでの情報発信を容易とする通信環境を活用して地域活性化を図る。	○		○		事業新設	
				145	総合政策課	宿泊施設等維持管理整備事業(綾川荘・てるはの森の宿・合宿センター)	施設の適切な維持管理により、利用者の安全確保や施設の魅力を高め、利用促進を図る。						
				146	総合政策課	活性化協会施設管理	観光拠点施設や宿泊施設の運営管理について、観光拠点施設は綾町産業活性化協会、宿泊3施設は民間企業を指定管理者として委託する。						事業内容の一部見直し
				147	建設課	都市再生整備計画	ユネスコエコパークにふさわしい空間づくりを行い、有機的な案内看板によるそぞろ歩きを誘発させ、まちなかの賑わいを創出する。			○			
		6-4 自然生態系農産物のブランド化と高付加価値化の推進による国内外の市場開拓	○町内すべての生産者を対象とした自然生態系農業の推進に関する条例に沿った栽培管理と記帳を徹底し、栽培管理記録を消費者に提供できる体制整備を推進する。 ○JAS法に基づく有機認証として、支援体制を強化し、JAS認定事業者を増加させるとともに、農産物の販路拡大と高付加価値化を図る。 ○都市部の消費者との産直交流のために、インターネットを通じて産地情報などを消費者に提供するECサイトの環境整備を図る。 ○周辺自治体や関係団体と連携し、農林水産物のブランド化を推進するとともに、国内外への販路拡大を図る。 ○6次産業化などで開発した商品の販売力を高めるため、ブランド構成要素をしっかりと検討し、動画などによる効果的なPRによる消費拡大と販路拡大を図る。 ○全国に先駆けてオーガニックビレッジを宣言し、戦略的販売体制を構築する。	148	農林振興課	有機JAS認証業務	有機JAS登録認証機関として、技術的基準に基づく認証業務の技術水準を維持する為に、研修体制の充実と情報の的確な収集を図り、有機JASによる有機農産物の生産の拡大を図る。						
				149	農林振興課	全国和牛能力共進会	全国和牛能力共進会への出品支援を行う。						
				150	農林振興課	フードビジネスプロジェクト事業 物産品販路開拓事業	町内有機JAS認証事業所の連絡会議を行い、消費地のニーズを把握し販路と流通を見据えた生産・格付を行う。	○					事業名の見直し
				151	農林振興課	農産物ブランド強化推進事業(有機農業開発センター事務局費)	自然生態系農業のまちとして農産物のブランド強化を促進する為、残留農薬検査を定期的に実施し、生産者の意識向上を図る。	○					
				152	総合政策課	綾町物産展	綾町工芸コミュニティ協議会が行う綾町の物産・観光のPRをする為、九州管内において開催される物産展に出展する経費などについて支援する。						
				153	農林振興課	みどりの食料システム戦略緊急対策事業	有機農業など環境に配慮した取り組みを支援する「みどりの食料システム緊急対策交付金」を活用し、オーガニックアカデミー構想や学校給食有機食材利用促進、有機JASほ場団地化を推進する。	○		○			事業新設
		6-5 ユネスコエコパークを活かした自然と共生するまちづくりの推進	○九州沖縄森林セラピー基地NW会議等を通じて周知徹底を図り、インターネット・パンフレット等の活用も図っていく。 ○自立・自走するまちづくり団体等と行政が連携し、またネットワークを構築することにより、より効果的にエコパークを活かしたまちづくりを推進する。	154	ユネスコエコパーク推進室	まちづくりネットワーク推進事業	地域の活性化や地域コミュニティ形成を目的に、自主的に活動する団体や組織等と行政が連携し、さらにネットワークを構築することにより、ユネスコエコパークを活かしたまちづくりを効果的に推進する。						課名の一部修正
				155	ユネスコエコパーク推進室	地元幼保小中学校への環境学習支援【再掲】	子ども自然クラブの創設や、綾ユネスコエコパークセンター、ピオトープ、イオンの森、国定公園等を活用し、幼保小中への一貫した環境学習支援を推進する。						課名の一部修正 事業名に【再掲】を追記
				156	ユネスコエコパーク推進室	自然環境ガイド事業	森林セラピーやフットパスなどの自然環境に関するガイド事業の充実化とともに、九州管内のセラピー基地のネットワークと連携し、集客を図る。						課名の一部修正
				157	総合政策課	綾町町民提案型ゆめ応援プロジェクト支援事業【再掲】	町民等の自由な発想による自主的・主体的なまちづくりを推進するため、団体等が実施する地域活性化に関する事業を支援する。	○		○			事業新設【再掲】
				158	ユネスコエコパーク推進室	自然体験アクティビティ構築事業	町内に点在する森林セラピーロードや九州自然歩道、自然散策道、登山道の調査や整備を行うことで、綾町の自然資源を活かした自然体験型アクティビティを構築する。			○			事業新設

第2期綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2期みやざき共創都市圏ビジョンの構成内容（案）

資料3-2

重点項目	基本的方向	主要施策	施策の概要	No.	課名	事業名	事業内容	都市圏 ビジョン の位置 付け	国・県 の補助 の有無	新たに 位置づ ける事 業	事業終 了（廃 止）	廃止等の理由
		6-6 中心市街地無電 柱化によるまち の顔づくり	○宮崎須木線の無電柱化にあわせ景観に配慮した道路整備（歩道ア メニティ・緑陰形成）を推進する。 ○無電柱化や「まちなかウォークアブル推進事業」に合わせて、中心市 街地の快適性の向上や、都市機能の選択、自然との共生への取り組 みを次世代に継承することを目的に、官民協働を主体とした社会実証 実験を行う。	159	総合政策課	サイクルツーリズム事業	散歩をはじめ、登坂などの名物コースなどのサイクルマップを、食や地域資源など の情報をあわせ作成・配布し、「サイクランドみやざき・綾」を目指す。					
				160	建設課	無電柱化事業	景観の阻害要因となる電柱・電線をなくし、ユネスコエコパークを活かした良好 な空間形成とともに通行者の安全性の確保と防災性の向上を図る。		○			
				161	建設課	都市再生整備計画	ユネスコエコパークにふさわしい空間づくりを行い、有機的な案内看板によるそぞ ろ歩きを誘発させ、まちなかの賑わいを再生する。					
				162	建設課	滞在型環境整備事業 （都市再生整備計画）	町の主要行事等とコラボしたマルシェや自然体験活動を町民や民間（宮崎交通 等）と協働して、中心市街地エリアや各観光施設、遊休資産等をフィールドに実施 する。		○	○		事業新設
7 「広域公共交通網の 構築とインフラの維 持・整備」	■広域交通網については、高速道路インターチェンジや鉄 道駅、空港、港湾が近隣市町に整備されており、それら を利用した良好なアクセス性の確保が求められます。また、 道路網については、県道の交通混雑の緩和や交通ネット ワークの強化を図ります。 超高齢社会を迎える現在、周辺地域と連携し、公共交 通機関を充実させ、高齢者をはじめとした交通弱者にと って特に必要不可欠なバス路線の維持・存続に努めます。 地域の発展や産業・観光面での競争力の強化、地域生 活の利便性向上のため、交通基盤の整備を進めるととも に、住民が自由かつ容易に移動することができる、効率的 で利便性の高い交通体系を確立し、時代と地域のニーズ に合った交通手段の確保に努めます。	7-1 都市機能の集約 化	○公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点をもって、更新・ 統廃合・長寿命化などを計画的に実施し、財政負担軽減・平準化を図 る。 ○限られた資源を集中利用し、人口と効率的な公共サービスを維持す ることを目指し、立地適正化計画の策定を検討する。 ○歩行者の安全性や快適性の向上を図るため、生活道路の交通安 全施設などの設置に努め、自治公民館活動やボランティア活動など による美化と維持管理を促進する。	163	建設課	立地適正化計画策定事 業	多極ネットワーク型コンパクトシティへの誘導を図るため都市再生特別措置法に基 づく立地適正化計画の策定する。	○	○			
				164	総合政策課 財政課	財政管理	財政負担軽減・平準化により公共施設等総合管理計画に基づき更新・統廃合・長 寿命化などを計画的に実施する為、個別施設計画を令和2年度迄に策定し、議会 や町民との共通認識を図り持続可能なまちづくりを推進する。					所管課の変更
		7-2 広域公共交通網 の構築	○路線バスなどの公共交通については、利用者ニーズを活かした利 便性が高く、使いやすい公共交通網の構築を促進するとともに、利用 促進を図りバス路線の維持に努める。	165	総合政策課	公共交通 地域公共交通確保維持 対策事業	沿線の自治体及び宮崎交通と連携し、日常生活に必要な路線バスの便数(39 本)を維持する。 町民の生活や通勤通学に欠かせないバス路線の運行を維持するため、バス事業 者に対して助成を行うとともに、地域公共交通対策会議を運営し、今後の地域交 通の方向性を協議する。					事業名の見直し 事業内容の見直し
				166	総合政策課	高校生等通学定期券購 入補助	子育て世代の定住促進及び路線バスの運行を支援するため、高校生等を養育す る保護者等に対して、通学定期券（キャンパスミニ）購入費の一部を補助する。	○		○		事業新設
				167	福祉保健課	めざせ健康長寿！高齢 者外出支援創出事業 【再掲】	高齢者が公共交通機関のバスを利用した際の自己負担額を100円とすることによ り、外出しやすい環境を整え、いきいきとした余暇を過ごしていただくことで健康増 進を図る。なお、令和3年度から75歳以上から70歳以上を対象年齢を引き下げ る。			○		事業追加【再掲】
		7-3 物流体制の整備	○露地野菜の輪作体系の確立を図るため産地づくり対策会議を毎月 1回開催し、現状報告、流通対策についてJA・普及センター・町が参 集し意見交換を行い、改善策を検討する。	168	農林振興課	農産加工品販路開拓支 援事業	特産品ならびに農産加工品の国内外への販路開拓において輸送費用を補助し、 農家の負担軽減と需要拡大による生産者の意識と所得向上を図る。					